

薬局の管理及び運営に関する事項			
許可の区分	薬局	開設者	アクトメディカル株式会社
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間			アクト調剤薬局松倉店 釜保第56号 令和5年8月10日 釜石市甲子町第10地割268番地4 令和5年9月1日から令和11年8月31日まで
管理薬剤師氏名	伊藤 洋樹		
勤務する薬剤師氏名とその担当業務	伊藤 洋樹	調剤・要指導医薬品・一般用医薬品販売・相談	
		調剤・要指導医薬品・一般用医薬品販売・相談	
		調剤・要指導医薬品・一般用医薬品販売・相談	
勤務する登録販売者氏名とその担当業務		一般用医薬品販売・相談	
取り扱う要指導医薬品と一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品		
当店舗勤務者の区別について	薬 剤 師	着衣 白衣、名札 氏名及び薬剤師と記載	
	登 録 販 売 者	着衣 青衣、名札 氏名及び登録販売者と記載	
	そ の 他 勤 務 者	着衣 青衣、名札 氏名記載	
営業時間	月～金 8時30分 から 19時00分 、土 8時30分 から 12時00分（第1週目のみ）		

要指導医薬品と一般用医薬品の販売制度に関する事項					
分類と表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要 指 導 医 薬 品	副作用により日常生活に支障を来たす健康被害を生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、厚生労働省が指定するもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため鍵をかけた場所か消費者が直接手を触れない場所に陳列します。	書面を用いて、適切使用のため必要な情報を提供します。	薬剤師	相談に応じて適正使用のため必要な情報を提供します。
第 1 類 医 薬 品	副作用により日常生活に支障を来たす程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)				
指定第2類医薬品	副作用により日常生活に支障を来たす程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し比較的注意が必要なもの(要指導医薬品を除く) 指定第2類医薬品は第2類医薬品のうち特別な注意を要する医薬品です。 「してはいけないこと」の確認を行い、使用については薬剤師又は登録販売者にご相談ください。	第1類医薬品と同様に、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します。	適正な使用のため必要な情報提供に努めます。	薬剤師 又は 登録販売者	
第 2 類 医 薬 品					
第 3 類 医 薬 品	第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品以外の一般用医薬品で身体の変調や不調を生じる恐れがあるが、比較的低リスクの低いもの	法令では直接手をふれる場所に陳列してよいとされますが、当薬局では情報提供を行いやすい場所に陳列します。			
個人情報について	医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。				
健康被害救済制度	医薬品の副作用等により被害を受けられた方を救済する制度があります。				
	問合せ先 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 電話番号0120-149-931（フリーダイヤル）				
苦情相談窓口	県薬剤師会 県薬務課				

取扱い公費の表示				
戦病者特別援護法による厚生医療	・ 更生医療			
原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による	・ 認定疾病医療	・ 一般疾病医療		
感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律による	・ 結核患者の適正医療			
障害者自立支援法による	・ 更生医療	・ 育成医療	・ 精神通院医療	
児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療給付				
生活保護法による医療扶助				
特定疾患治療研究事業対象疾患に対する医療費助成制度	・ 指定難病			
労災保険				

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- （１） 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- （２） 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- （３） 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- （４） 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- （５） 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- （６） 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- （７） 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- （１） 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- （２） 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- （３） 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- （４） その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。	
	・当薬局における調剤サービスの提供
	・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
	・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
	・病院、診療所等からの紹介の回答
	・患者様のご家族等への薬に関する説明
	・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
	・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
	・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
	・当薬局内で行う症例研究
	・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
	・外部監査期間への情報提供

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1（45点）	当薬局は調剤基本料1に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算3（30点）	後発医薬品調剤体制加算3の施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料に関する事項	
調剤管理料 ※点数別掲	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料に関する事項	
服薬管理指導料 ※点数別掲	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算(5点)	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。
	・ 第二種指定医療機関の指定
	・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
	・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
	・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施
	・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応
	・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算(7点)	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。
	・ オンラインによる調剤報酬の請求
	・ オンライン資格確認を行う体制・活用
	・ 電子処方箋により調剤する体制
	・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
	・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
	・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
	・ 医療DX推進の体制に関する掲示
	・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

明細書発行に関する事項
当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい

医療情報取得加算に関する事項
当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。
医療情報取得加算（年1回）・・・1点
マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する表示	
後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について	・後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
	・この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。
	後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
	先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
	先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

夜間休日等・夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）に関する事項
当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。
・夜間休日等加算：40点
深夜と休日を除いた19:00（土曜日にあっては13:00）から翌8:00時までの間に調剤を行った場合
・時間外加算：基礎額の100%
開局時間外（常態的な調剤応需体制時以外）
・休日加算：基礎額の140%
日曜・国民の祝日・ 1/2 ・ 1/3 ・ 12/29 ・ 12/30 ・ 12/31の開局時間以外
・深夜加算：基礎額の200%
深夜（22：00～翌6：00の開局時間以外）

在宅患者訪問薬剤管理指導に関する事項
在宅患者訪問薬剤管理指導料
1 単一建物診療患者（注1）が1人の場合
650点
2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
320点
3 単一建物診療患者が10人以上の場合
290点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料
59点

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。
治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。
医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。
（各種容器代・持参料・郵送料等を記載する）
軟膏容器代
100—200 g 容器：100円 50—60g：50円 12—36 g：30円
水剤容器代
500ml：130円 200—300ml：100円 100—150ml：50円 30—60ml：30円